

平成21年1月8日

投資主各位

東京都港区芝公園一丁目3番12号  
リプラス・レジデンシャル投資法人  
執行役員 佐久間 隆夫

第7回投資主総会招集ご通知の修正のお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人が、平成21年1月6日付で投資主の皆様へ送付いたしました「第7回投資主総会招集ご通知」の内容に一部誤りがありましたので、下記の通り修正させていただきます。  
なお、修正箇所は下線で示しております。

記

1) 3 ページ

(訂正前)

1. 規約変更の主な内容及び理由について  
(3) 機動的な運用を可能とするため、第10条及び第11条の変更を行うものです。

(訂正後)

1. 規約変更の主な内容及び理由について  
(3) 機動的な運用を可能とするため、第11条の変更を行うものです。

2) 4 ページ

(訂正前)

現行規約	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p>1. ～ 5. (記載省略)</p> <p>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下に記載する方針による。</p> <p>特定不動産 (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。) の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>7. ～ 8. (記載省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p><u>1. ～ 5. (現行どおり)</u></p> <p><u>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下に記載する方針による。</u></p> <p><u>特定不動産 (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。) の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</u></p> <p><u>7. ～ 8. (現行どおり)</u></p>

(訂正後)

現行規約	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p>1. ～ 5. (記載省略)</p> <p>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下に記載する方針による。</p> <p>特定不動産 (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。) の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>7. ～ 8. (記載省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p><u>1. ～ 8. (現行どおり)</u></p>

以 上